

幼稚園からみた新制度

新制度における私立幼稚園の選択肢

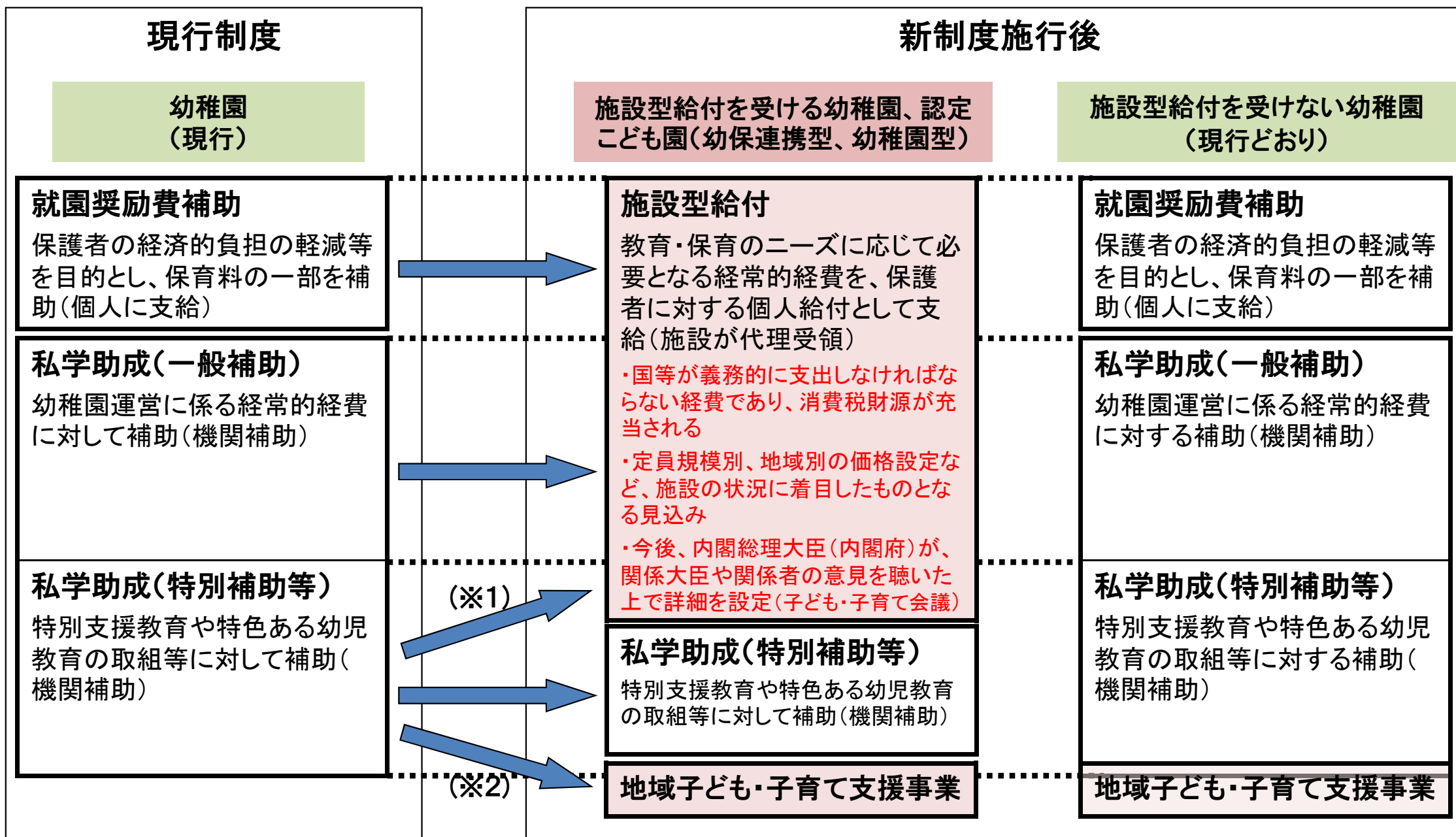
		位置付け・役割	施設の認可・指導監督等 (認可) (確認)		財政措置	選考・保育料等の取扱い
新制度	「施設型給付」を受ける認定こども園 (幼保連携型) (幼稚園型)	<ul style="list-style-type: none"> ○学校教育と保育を提供する機関(幼保連携型) :学校と児童福祉施設の位置付け ○幼稚園型(幼稚園型) :保育機能を認定 ○市町村計画で把握された「教育・保育ニーズ」に対応 	<ul style="list-style-type: none"> ○幼保連携型 都道府県・指定都市・中核市が、認可・指導監督 ○幼稚園型 都道府県が認可・認定・指導監督 	<ul style="list-style-type: none"> ○幼保連携型・幼稚園型共通 「給付の支給対象施設」として、市町村が確認・指導監督 	<ul style="list-style-type: none"> ○「保育の必要性」の認定を受けた利用者: 「保育時間」に対応する「施設型給付」※² ○その他の利用者: 「標準時間」に対応する「施設型給付」※² ○私学助成(特別補助等)※³ 	<ul style="list-style-type: none"> ○応諾義務 * 定員を超えた場合は、選考可 ○公定価格 * 一定の要件の下で上乗せ徴収可
	「施設型給付」を受ける幼稚園	<ul style="list-style-type: none"> ○学校教育を提供する機関 ○市町村計画で把握された「教育ニーズ」に対応 	<ul style="list-style-type: none"> ○都道府県が認可・指導監督 	<ul style="list-style-type: none"> ○「給付の支給対象施設」として、市町村が確認・指導監督 	<ul style="list-style-type: none"> ○「標準時間」に対応する「施設型給付」※² ○私学助成(特別補助等)※³ 	
現行どおり	「施設型給付」を受けない幼稚園※ ¹	<ul style="list-style-type: none"> ○学校教育を提供する機関 	<ul style="list-style-type: none"> ○都道府県が認可・指導監督 	/	<ul style="list-style-type: none"> ○私学助成(一般補助・特別補助) ○幼稚園就園奨励費 	<ul style="list-style-type: none"> ○建学の精神に基づく選考 ○価格は設置者が設定

※¹ 現行の私立幼稚園は、特段の申出を行わない限り「施設型給付」の対象として市町村から確認を受けたものとみなされる。

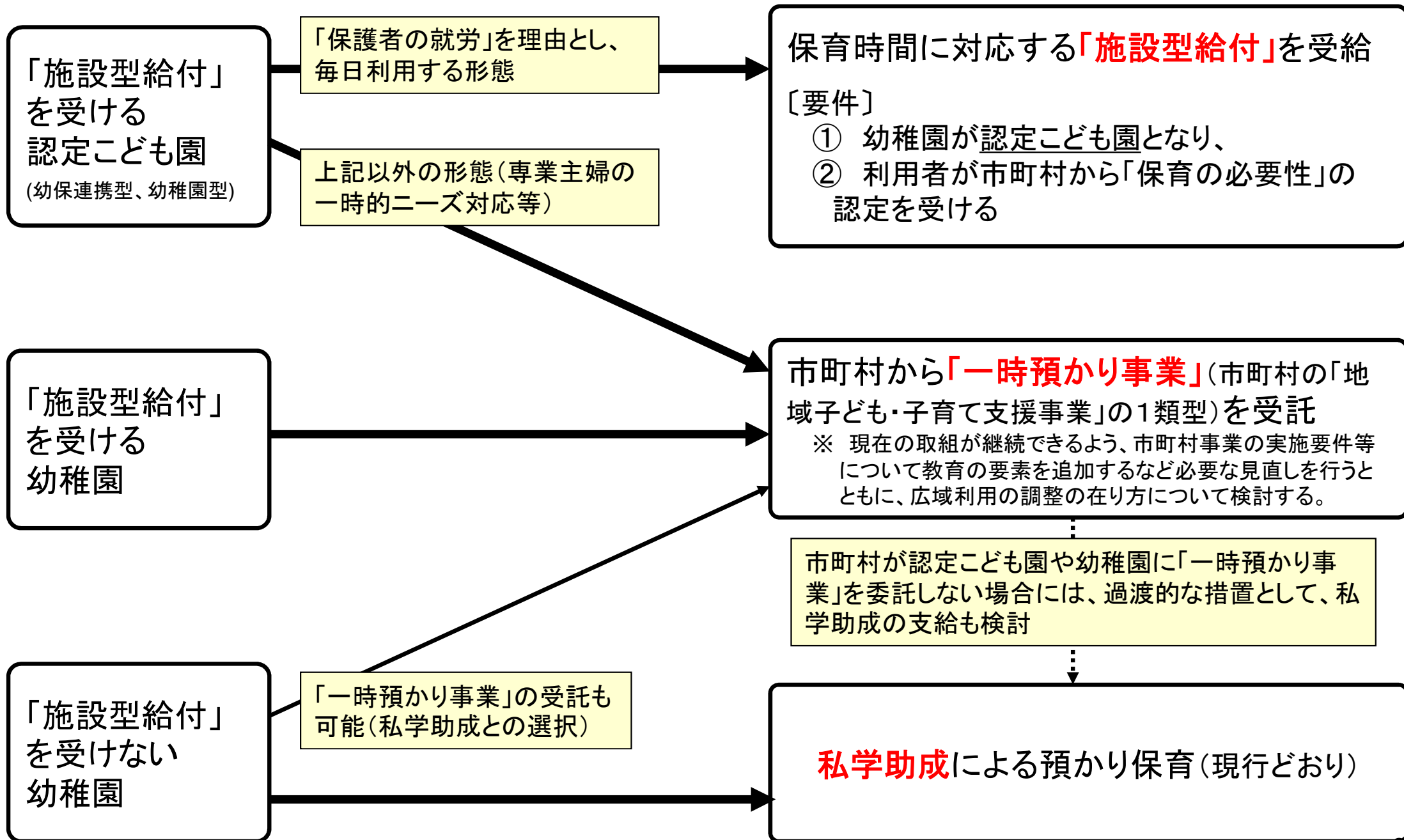
※² 「施設型給付」は国等が義務的に支出しなければならない経費であり、消費税財源が充当される。

※³ 特別支援教育や特色ある幼児教育の取組等に対する補助を予定。預かり保育の取扱いについては、20頁を参照。

新制度における私立幼稚園・幼保連携型認定こども園に対する財政措置



幼稚園の「預かり保育」の新制度における取扱い



認定こども園に対する財政措置の概要

現行制度

幼保連携型認定こども園

運営費

幼稚園：私学助成（一般補助：園児一人当たり 国 22,642円/年＋都道府県149,400円/年（交付税単価・標準団体規模））

保育所：国1/2補助（保育所運営費）、県1/4・市町村1/4補助

施設整備費

幼稚園：国1/3補助（条件を満たす場合 1/2補助）（私立学校施設整備費補助）
国1/2補助（安心こども基金（認定こども園整備事業））、市町村1/4補助
国1/2補助（安心こども基金（幼稚園耐震化促進事業））

保育所：国1/2補助（安心こども基金（保育所緊急整備事業））、市町村1/4補助

幼稚園型認定こども園

運営費

幼稚園：私学助成（一般補助：園児一人当たり 国 22,642円/年＋都道府県149,400円/年（交付税単価・標準団体規模））

保育所機能部分：国1/2補助（安心こども基金（認定こども園事業費））、県1/4・市町村1/4補助

安心こども基金（認定こども園事業費）における単価（月額）：乳児（72,000円）、1・2歳児（39,000円）、3歳児（15,000円）、4歳以上児（12,000円）

施設整備費

幼稚園：国1/3補助（条件を満たす場合 1/2補助）（私立学校施設整備費補助）
国1/2補助（安心こども基金（幼稚園耐震化促進事業））

保育所機能部分：国1/2補助（安心こども基金（認定こども園整備事業））、市町村1/4補助

新制度施行後

幼保連携型認定こども園・幼稚園型認定こども園

運営費・施設整備費 → 施設型給付

○「施設型給付」は、利用者への個人給付であるが、施設が代理受領する仕組み。

○「施設型給付」の額は、施設が受け入れる子どもごとの学校教育・保育の必要性（教育のみ、教育＋（長・短））に対応した額の合計額であり、施設の運営費、減価消却費等の一定割合に相当する。

○「施設型給付」の単価は、定員規模別、地域別の価格設定など、受け入れる施設の状況に着目したものとなる予定。

※単価を含む給付の詳細については、内閣総理大臣（内閣府）が、関係大臣や関係者の意見を聴いた上で設定。

※緊急に対応する必要がある、施設の耐震化等に対する補助については、今後検討。

※現行の安心こども基金による財政支援の対象となるためには、原則1歳以上の子どもの受入れが必要（0歳→1歳に緩和（平成22年度から））。
※保育所型認定こども園は、保育所の財政措置及び、幼稚園機能部分については、幼稚園型認定こども園の保育所機能部分と原則同様の財政措置が行われる。
地方裁量型認定こども園については、一部交付税措置されているが、国の事業・安心こども基金による財政措置なし。
※安心こども基金は、保育所の施設整備費等にも充当

子ども・子育て支援法附則第9条について (学校教育のみを利用する子どもに係る施設型給付費の経過措置)

- 新制度では、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付である「施設型給付」を創設することとしているが、これまで別々の財政措置の下で運営されてきた状況に鑑み、従前の国・地方の負担状況からの円滑な移行が可能となるよう、学校教育のみを利用する子どもに係る施設型給付の支給の基準及び費用の負担等について、以下のとおり経過措置を設けることにしている。
- 学校教育のみを利用する子どもは、概ね現在の幼稚園利用児に相当し、これに対する施設型給付費については、現在の幼稚園に対する財政措置を移管する形で財源が確保されることになるが、
 - ① 現在の幼稚園に対する財政措置は私学助成と幼稚園就園奨励費補助の組み合わせで、その費用負担の実態は国が約2割、地方が約8割となっており、保育所の運営費と大きく異なること、
 - ② 私学助成は都道府県によって大きなばらつきがあり、新制度で全国一律の制度に統一することが実態上難しいこと
から、円滑な移行が可能となるよう、当分の間、全国统一費用部分（義務的経費）と地方単独費用部分（裁量的経費）との組み合わせによることにしている。
- 但し、その場合においても、次に示すとおり、全国统一費用部分と地方単独費用部分が施設型給付費として一体的に支給される仕組みを担保する。

学校教育のみを受ける子どもに係る施設型給付費の経過措置

- 施設型給付費の額は以下の i) と ii) の合計額とする。
 - i) 現行の私学助成の国庫負担額等を勘案して国が設定した基準により算定した額
(=全国統一費用部分)
 - ※ 費用負担は国:都道府県:市町村=2:1:1
 - ii) 標準的な学校教育の提供のために「通常要する費用」と i) の差額を参酌して市町村が定める額
(=地方単独費用部分)
 - ※ この「通常要する費用」については、国が参考として示す予定。

- また、都道府県は、ii) の費用に充てるため市町村に対して補助することができることとする。
 - ※ 国として、都道府県の補助・市町村の給付設定に係る地方財政措置の標準単価を示す予定。

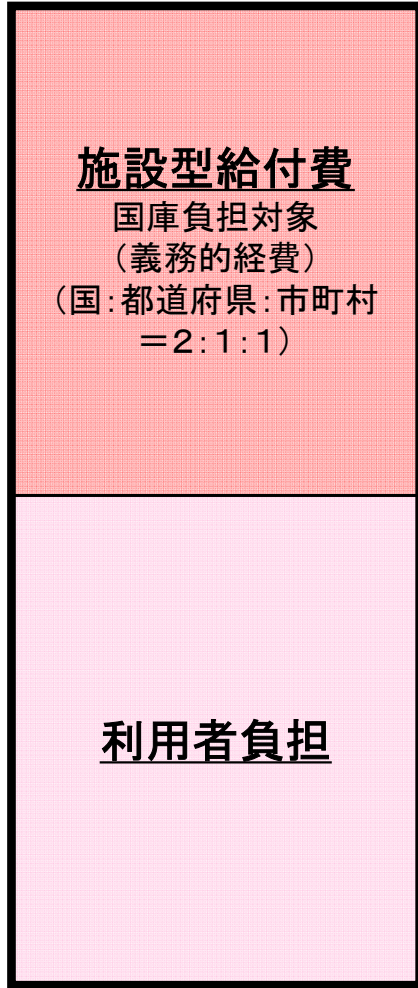
- これにより、財源措置されている総額について、地方単独費用部分も含め、施設型給付として一体的に措置される仕組みを担保する。

長時間・短時間利用及び
標準時間利用(本則)

標準時間利用に関する当分の間の経過措置
(附則)

都道府県
による補助*

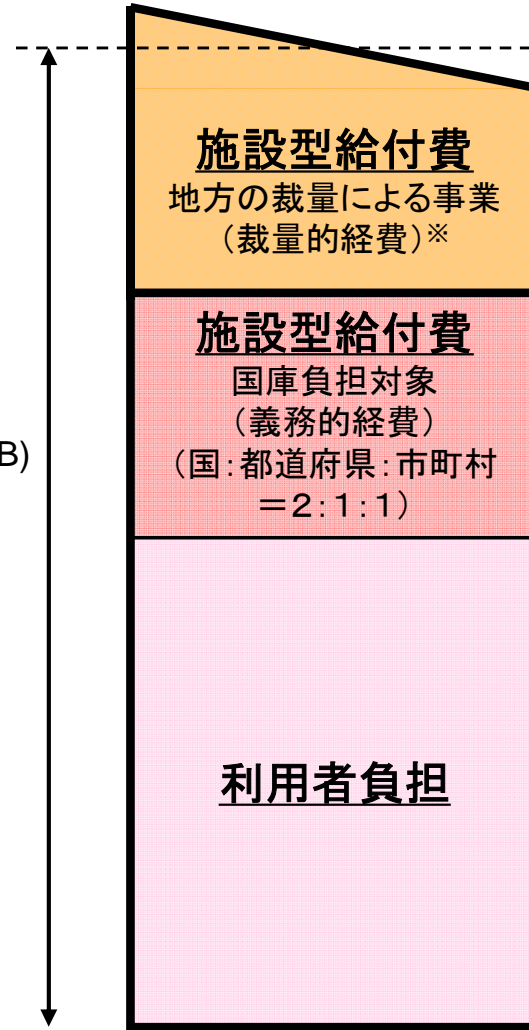
特定教育・保育
に通常要する
費用を勘案して
定める費用の
額(国基準)



標準的な
利用者負担

特定教育・保育に
通常要する費用(B)

標準的な
利用者負担



地域の実情、(A)と(B)の
差額等を参酌して市町村
が定める額
…地方単独費用部分

法施行前の私学助成等
の水準、保護者負担、
園の所在地域等を勘案
した額(A)
(国基準)

…全国統一費用部分

※都道府県による補助の割合
(「地方の裁量による事業」部分
に係る都道府県と市町村の負担
割合)については、地方交付税
措置の標準単価の検討と合わ
せて今後検討。

【本則】

(子ども・子育て支援法27条、65～68条)

【当分の間の経過措置】

(子ども・子育て支援法附則9条)